

# 小矢部市用途廃止施設の貸付けに係るガイドライン

## 1 趣旨

このガイドラインは、小矢部市財産に関する規則（昭和56年小矢部市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、用途廃止した市有財産のうち「小矢部市公共施設再編計画」に基づき、譲渡し、又は解体する方針の旧保育所等の施設（以下「旧保育所等」という。）の貸付けに関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 旧保育所等の貸付け

旧保育所等は「小矢部市公共施設再編計画」に基づき、譲渡し、又は解体する方針であるが、この方針に反しない範囲内において、期間を定めて一時的に貸付けることができるものとする。

## 3 貸付対象団体

旧保育所等の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 使用目的が次のアからウまでのいずれにも該当しないものであること。
  - ア 法令等による規制に抵触するおそれがあるもの
  - イ 公序良俗又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
  - ウ 施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるもの
- (2) 貸付料の支払能力があると認められる団体であること。

## 4 貸付けの条件等

- (1) 市長は、旧保育所等の貸付けを行うときは、借受団体と賃貸借契約を締結するものとする。
- (2) 借受団体は、旧保育所等の使用目的について地元振興会又は自治会に説明し、事前にその了解を得るものとする。
- (3) 借受団体は、借り受けた建物の火災による損害を補償するため、引渡日の前日までに火災保険に加入するものとする。
- (4) 旧保育所等は、現状有姿で貸し付けるものとする。
- (5) 借受団体は、借り受けた旧保育所等について、適正に管理を行うものとする。

## 5 貸付期間等

- (1) 貸付期間は1月単位とし、連続する貸付期間は貸付けを行う年度の末日までの最大12月とする。
- (2) 貸付期間は、更新することができる。

## 6 貸付面積

貸付面積は、本市の公有財産台帳に記載されている土地及び建物の全体の面積とする。ただし、借受団体から申し入れがあった場合は、一部の面積を貸付面積とすることができる。

## 7 貸付料

- (1) 市長は、旧保育所等を貸し付けたときは、規則第21条の規定に基づき貸付料を徴収するものとする。
- (2) 貸付料の額は、小矢部市行政財産の使用料に関する条例（平成20年小矢部市条例第34号）及び小矢部市行政財産の使用料に関する条例施行規則（平成21年小矢部市規則第3号）に定める使用料の例により算定するものとする。
- (3) 使用期間に1月に満たない端数を生じたときは、日割により計算した額を徴収するものとする。

## 8 経費の負担

貸し付けた旧保育所等（以下「貸付物件」という。）に係る光熱水費は、借受団体が負担するものとする。

## 9 住所等の変更届

借受団体は、氏名（名称）又は住所（所在地）を変更したときは、遅滞なくその旨を市に届け出るものとする。

## 10 現状の変更

借受団体は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

## 11 目的外使用等

借受団体は、貸付物件を目的外の用途に供し、又は第三者に転貸してはならない。

## 12 維持修繕

貸付期間中の貸付物件の維持修繕は、借受団体が行うものとする。

## 13 損害賠償等

- (1) 借受団体は、契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の不具合を発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。
- (2) 借受団体は、貸付物件の使用中的事故等により損害を受けることがあっても、市に対して一切賠償の請求はしないものとする。
- (3) 借受団体は、貸付物件の使用により第三者に損害を与えるおそれがある場合は、自らの責任において損害の発生を防止するものとし、第三者に損害を与えた場合は、自らの負担においてその損害を賠償するものとする。

## 14 契約の変更及び解除

- (1) 市長は、借受団体が市の承認を得ないで貸付物件を目的外の用途に供し、若しくは第三者に転貸したとき、又は故意若しくは過失により貸付目的に沿った管理を怠り、若しくはこれを毀損したときは、いつでも契約を解除することができる。
- (2) 市長は、借受団体が市の承認を得ないで貸付物件の現状を変更したときは、いつでも契約を解除することができる。
- (3) 市長は、借受団体が正当な理由なく貸付料を納付期限までに納付しないときは、催告することなく契約を解除することができる。
- (4) 市長は、借受団体が指定された期日を経過してもなお貸付物件を用途に供さず、又は用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、契約を解除することができる。
- (5) 市長は、貸付期間中であっても、当該貸付物件を公用又は公共用に供するため必要があるときは、いつでも契約を変更し、又は解除することができる。
- (6) 市長は、貸付期間中に当該貸付物件の最終的な利活用方針が決定したときは、その方針を最優先するため、1月前までに借受団体に申し入れることにより、契約を変更し、又は解除することができる。

## 15 返還等

借受団体は、貸付期間が満了したとき又はこの契約を解除されたときは、市の指示に従い借受団体の負担をもって貸付物件を原状に回復して市に返還しなければならない。